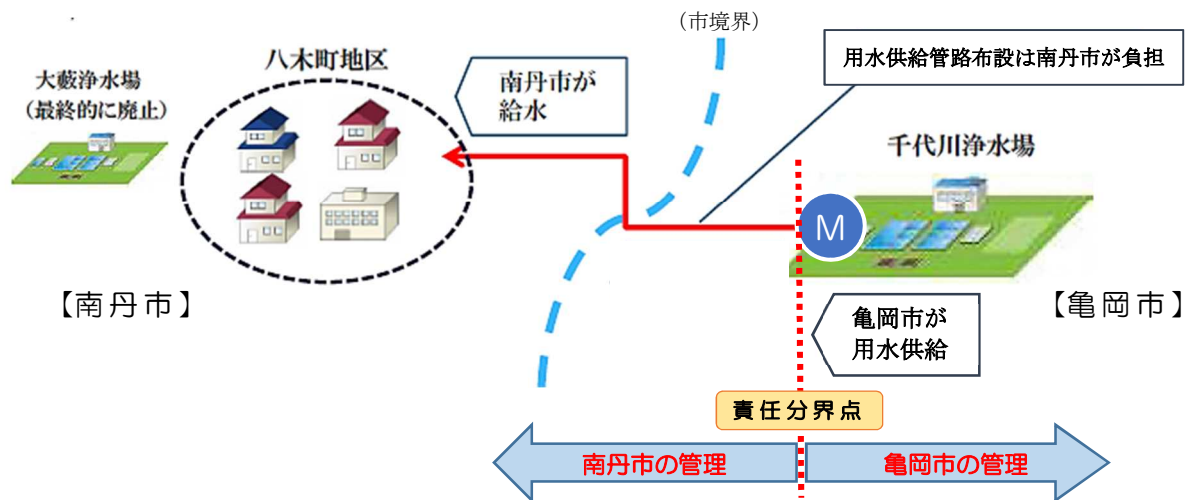


水道用水供給事業における料金について

<追加資料>

1 施設の管理区分等について



施設管理の責任分界点：千代川浄水場内に設置する量水器（メーター）

【南 丹 市】	【亀 岡 市】
(1) 施設の設置及び費用負担	
用水供給のための管路布設（亀岡市域に設置するものを含む）は、南丹市水道事業の受水施設として設置し費用を負担する	千代川浄水場に量水器（電気・計装設備含む）、バイパス配管、量水器ボックスを南丹市が費用を負担して設置し、亀岡市が管理を引き継ぐ
(2) 施設の管理区分	
量水器の下流側の施設（亀岡市域に設置するものを含む）は、南丹市水道事業の規定により管理及び運営し、水質の管理及び検査も行う	量水器を含めた上流側の施設の管理及び運営と、責任分界点までの水質の管理及び検査を行う
(3) 緊急時の対応	
用水受水区域内の管路（亀岡市域に設置するものを含む）の破損等により水道用水の受水が困難になるときは、直ちに亀岡市に通知する	千代川浄水場の事故等により水道用水供給が困難になるときは、直ちに南丹市に通知する 水道用水の供給の制限又は停止により、南丹市に損害を及ぼすことがあっても、その責めは負わない(水道用水供給事業給水条例)

※ 水道用水供給事業給水条例（案）及び水道用水の供給等に係る施設の管理等に関する覚書（案）より抜粋

2 水道用水供給事業の全国の料金水準

(単位：円/m³ (税抜))

経営主体	事業体数	供給単価 *	備 考
都道府県	21	90.76	
(京都府営)		(112.42)	受水市町まで配水
市町村	2	94.29	
(北九州市)		(89.23)	主に末端給水と同じ施設を使用 受水市まで配水
(上越市)		(99.34)	旧企業団から譲渡の施設を使用 受水市町まで配水
企業団	46	97.50	
計	69	95.25	

(出典：平成30年度地方公営企業年鑑)

* 供給単価…給水量1 m³当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表す単価

◎ 亀岡市水道用水供給事業の供給単価(案) 112円/m³ (税抜)